

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和2年(2020年)5月7日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市国民健康保険条例の一部を改正する条例

町田市国民健康保険条例（昭和34年3月町田市条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項及び附則第21項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定により、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>1～14 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</u></p> <p><u>15 給与等（所得税法第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与（健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。）を除く。以下同じ。）の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき（<u>新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症に感染したとき、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われるときに限る。）は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</u></u></p>	<p>(出産育児一時金)</p> <p>第6条 略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。次条第2項において同じ。）又は地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。</p> <p>附 則</p> <p>1～14 略</p>

16 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除して得た額（当該額に5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）に3分の2を乗じて得た額（当該額に50銭未満の端数があるときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときはこれを1円に切り上げる。）とする。ただし、算定した額が健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額に30分の1を乗じて得た額に3分の2を乗じて得た額を超えるときは、当該額とする。

17 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

18 新型コロナウイルス感染症に感染したこと、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われることにより、その療養のため労務に服することができない者で、給与等の全部又は一部を受けることができるものに対しては、これを受けることができる期間については、傷病手当金を支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が、附則第16項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

19 前項に規定する者が、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

20 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から

徴収する。

21 附則第15項から前項までの規定にかかわらず、傷病手当金の支給は、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法、高齢者医療確保法その他の法令の規定により、新型コロナウイルス感染症に感染し、又は発熱等の症状があり当該感染症の感染が疑われ、その療養のため労務に服することができないことに係る給付を受けることができる日については、行わない。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の町田市国民健康保険条例の規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から町田市規則で定める日までの間にある場合について適用する。